

## 憲法科目の履修について

法学部に設置されている憲法科目は、以下のとおりです。

科目名	配当年次
基本的人権概論	1年次春学期
統治の原理Ⅰ*	1年次秋学期以降
統治の原理Ⅱ* 人権保障の原理Ⅰ** 人権保障の原理Ⅱ	2年次春学期以降
比較憲法 憲法訴訟	3年次春学期以降
憲法特講Ⅰ（法曹養成プログラム独自科目）***	
憲法特講Ⅱ（法曹養成プログラム独自科目）***	

\* 法曹養成プログラム履修者対象科目である憲法特講Ⅰ・憲法特講Ⅱの登録には「統治の原理Ⅰ」または「統治の原理Ⅱ」を履修済みまたは履修中であることが必要です。

\*\* 法曹養成プログラム科目の1つです。

\*\*\* 法曹養成プログラム履修者を対象とした科目です。

### 1. 科目の分類

憲法科目は、人権保障に関する科目、統治機構に関する科目、発展的な科目に分けることができます。

(1) 人権保障に関する科目では人権総論と人権各論を扱います。

具体的には、人権総論を基本的人権概論で、人権各論を人権保障の原理Ⅰ（精神的自由権）および人権保障の原理Ⅱ（経済的自由権、人身の自由、国務請求権、社会権、参政権）で扱います。

(2) 統治機構に関する科目では公権力機関の制度やルールの論点を扱います。

具体的には、統治の原理Ⅰで政治部門の論点（立法権・行政権）を、統治の原理Ⅱで司法権に併せて天皇制、地方自治、平和主義の論点を扱います。

(3) 比較憲法と憲法訴訟は発展科目に位置づけられるもので、前者は人権保障論と統治機構論を各国憲法との比較の観点から扱い、後者は憲法訴訟を通じた立法・行政の統制を扱います。

(4) 憲法特講Ⅰと憲法特講Ⅱは法曹養成プログラム履修者を対象にした科目で、少人数クラスにおける参加者との質疑応答を通して、前者は基本的人権全体の、後者は統治機構全体の体系的な理解と応用力を養います。

### 2. 科目選択と履修順序

(1) 日本国憲法の内容を上記1（1）、（2）（基本的人権概論、人権保障の原理Ⅰ・Ⅱ、統治の原理Ⅰ・Ⅱ）に分けて扱いますので、憲法の全体を学習するためには5科目全てを履修する必要があります。

(2) 履修順序は人権保障に関する科目と統治機構に関する科目のどちらが先でも同時並行でも構いませんが、同じ領域内では数字の順（Ⅰ→Ⅱ）で履修すると理解しやすいでしょう。

### 3. 将来の志望と憲法科目の履修

(1) 公務員を志望する人は、上記2（1）の科目を履修すると、憲法全体の基本的論点を広く学ぶことができ、憲法の知識を身に付けることができます。

(2) ジャーナリスト志望の人は、上記2（1）の科目に加え、比較憲法を履修すると、日本の憲法全体

の基本的論点のほか、各国の憲法制度を学ぶことができ、現代世界の政治体制の基礎知識を身に付けることができます。

- (3) 法曹志望の人は、上記2(1)の科目に加え、憲法訴訟を履修すると、憲法全体の基本的論点のほか、憲法訴訟の全体像を学ぶことができ、法科大学院進学後の学修に有益な知識を身に付けることができます。なお、法曹養成プログラムの完修には憲法特講Ⅰおよび憲法特講Ⅱの履修も必要です。

#### 4. 他の分野の科目との関連

憲法は国家の基礎法として他の法分野の基本に関わります。

例えば、憲法13条（個人の尊厳・幸福追求権等の保障）、14条（法の下での平等）、24条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）等の条文は、民事法分野における個人の尊厳と法の下での平等の実現に関わります。

憲法22条1項（職業の自由）・29条1項（財産権）は、自由主義的な経済体制を確保することを規定しており、民商法・経済法分野に関わり、憲法27条（勤労権・勤労条件の法定）・28条（労働基本権）は、労働法分野に関わります。

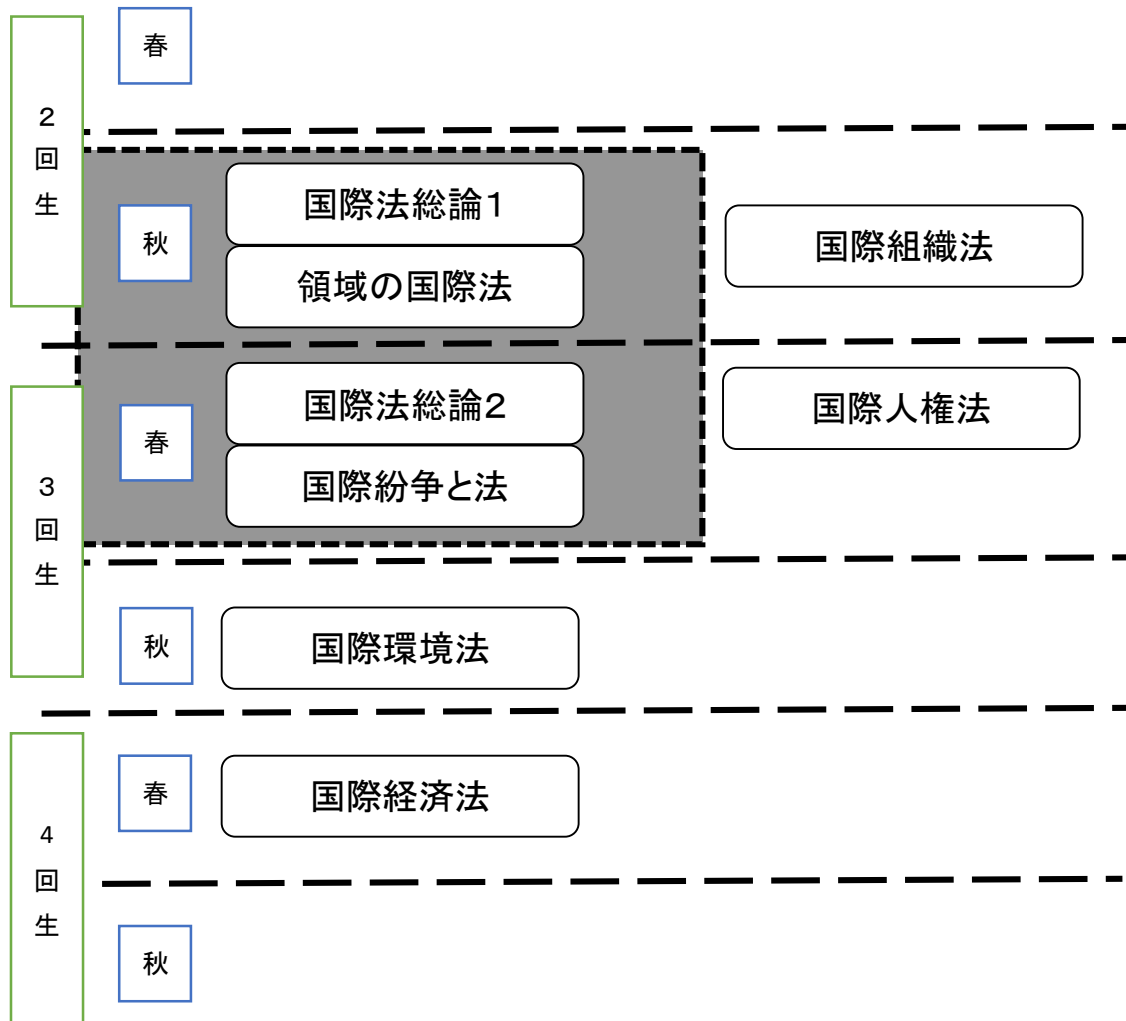
また、憲法の定める統治原則は行政法分野・刑事法分野などで扱われる組織の編制・活動のあり方の基準になります。例えば、憲法14条や13条・31条は、平等原則・比例原則や行政上の適正手続の保障、あるいは法律の留保といった、行政法分野の基本原則に関わります。憲法31条以下の条文は、刑事事件の被疑者および被告人の権利について規定しており、刑法・刑事訴訟法等の刑事法分野に関わります。

したがって、憲法以外の分野の科目の履修を考えている人も、その前提となる憲法科目を履修しておくことが望ましいと考えられます（履修モデルについては、上記3を参考にしてください）。

## 展開科目の履修について（行政法パート）

行政法の展開科目には、行政法総論 1・2・行政救済法 1・2・地方自治法・環境法・税法 1・2 がありますが、2 年の春学期の登録必須科目である行政法概論で一通りの基礎を学んでいるので、上記の展開科目については、どの科目をどの順番で履修しても構いません。

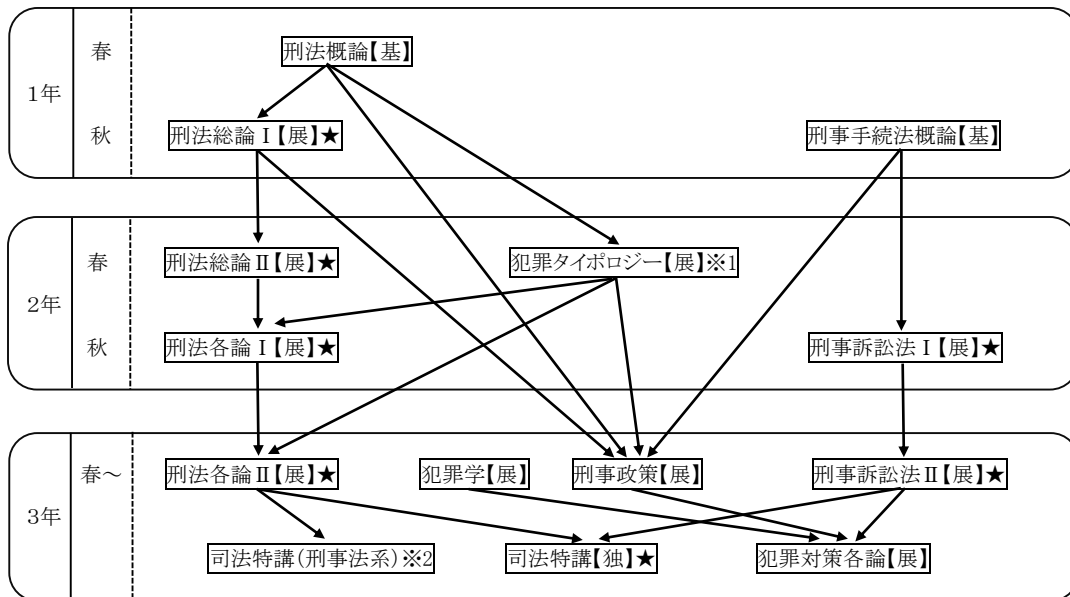
展開科目の履修について（国際法パート）



## 展開科目の履修について（基礎法パート）

基礎法学の展開科目には、日本法史 I・II、西洋法史 I・II、東洋法史 I・II／法哲学・現代法哲学の展開／西洋法思想史・近代法思想の展開／法社会学・現代法社会学の展開／英米法総論、アメリカ法、イギリス法、ドイツ法、フランス法が設けられているように、「法制史」・「法哲学」・「法思想史」・「法社会学」・「外国法」についての多様な科目があります。1年の春学期の登録必須科目である「法と社会」では基礎法学に関する一通りの基礎を学修することになっていますので、上記の展開科目について、どの科目をどの順番で履修しても問題はありません。敢えていえば、基礎法学のいずれの科目も、法律学の科目を履修した後に履修すると、法（あるいは法学）への理解が一層深まるものになると思います。

同志社大学法学部の刑事法カリキュラム



【基】…基礎科目 【展】…展開科目 【独】…法曹養成プログラム(2019年度以降生)独自科目

★…法曹養成プログラム(2019年度以降生)修了必須科目

※1「犯罪タイポロジー」は、2019年度以前生のみ履修可 ※2「司法特講(刑事法系)」は、2018年度以前生のみ履修可